

令和5年 熊本市はたちの記念式典

📅 来年1月9日(祝)午前11時～正午
📍 熊本城ホール ㊟ 平成14年(2002年)4月2日～平成15年(2003年)4月1日生まれの方 ※式典内容等については、決定次第順次市ホームページでお知らせします。
(生涯学習課 ☎328-2736)



第34回 熊本アートパレード 出品作品募集 テーマ「20(にじゅう)」 **無料**

■出品受付
📅 12月24日(土)～25日(日)各午前10時～午後5時 📍 現代美術館 ㊟ 審査員:日比野 克彦(現代美術館館長) ㊟ 15歳以上(中学生を除く)の本市に住むか通勤・通学する方、本市出身者 ㊟ 現代美術館へ直接持参
詳しくは、現代美術館ホームページへ。
(現代美術館 ☎278-7500)

11月は計量強調月間です

11月1日は計量法が施行された日です。計量法には、私たちの生活に身近な計量器(質量計・各種メーター等)の使用法や有効期限など、また、商品を計量販売する時の誤差の許容範囲(量目公差)などが定められています。
11月は経済産業省が定めた「計量強調月間」です。身の回りの「はかる」を意識してみましょう。
(計量検査所 ☎369-0610)

公共施設マネジメントワークショップ

📅 ①11月20日(日)午後2時～4時半:市民会館シアーズホーム夢ホール ②23日(祝)午後2時～4時半:男女共同参画センターはあもにい ③28日(月)午後2時半～5時:熊本県立大学 ㊟ 「持続可能なまちづくり」のために、どうする・どうなるあなたのまち!?～今後、公共施設の更新等の取り組みを推進していくにあたり、本市の公共施設の現状や課題を共有しながら、これからの公共施設のあり方について、公共施設マネジメントゲーム(ボードゲーム)の体験を通じて考える ㊟ 各10人(抽選) ㊟ 各回開催1週間前(土日の場合は前開庁日)までに氏名、住所、電話番号、①～③のどの回に参加希望かを電話で資産マネジメント課へ
(資産マネジメント課 ☎328-2845)

集落内開発制度の見直しに関する説明会

📅 ①11月15日(火)午後3時～

富合ホール
②11月16日(水)午後3時～ 健軍文化ホール
③11月21日(月)午後3時～ 西部交流センター
④11月22日(火)午後6時半～ 火の君文化ホール
⑤11月24日(木)午後3時～ 植木文化ホール
⑥11月25日(金)午後3時～ 国際交流会館ホール
※どの日時・会場も同じ説明内容です ㊟ 頻発・激甚化する自然災害に対応するために都市計画法が改正され、市街化調整区域の集落内開発制度指定区域に、災害リスクの高いエリアを含まないこととすることが、法律上明確化されました(令和4年4月1日施行)。これに伴う、本市の取り扱い(案)について住民説明会を開催します ㊟ 氏名、人数、参加希望日をメール(toshiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)または電話で都市政策課へ
(都市政策課 ☎328-2502)

令和4年 生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を行います

障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的とする調査を行います。
12月1日から一部の地域に調査員が伺いますので、調査へのご協力をお願いします。
詳しくは、障がい保健福祉課へ。
(障がい保健福祉課 ☎328-2519)

交通遺児援助基金への協力について

市内に住む小・中学生で、交通事故で親を失った方、および父または母が交通事故で重度の後遺障害を患った方に対し、援助を行っています。
○援助の内容
(1)就学援助金の支給
交通遺児の小・中学校入学および中学校卒業時に、就学援助金を支給
(2)図書カードの支給
教育用品購入補助として、交通遺児に図書カードを支給
この援助は、皆様からご協力いただいた交通遺児援助基金で運営しています。
この基金にご賛同いただける方は、生活安全課へご連絡ください。また、市庁舎1階ロビーにも募金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。
(生活安全課 ☎328-2397)

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

本市ではシンポジウムを開催し、11月28日～12月2日まで市庁舎でパネル・ポスター等の展示を行います。
【犯罪被害者週間シンポジウム】
📅 11月25日(金)午後1時半～3時50分 📍 熊本テルサ(テルサホール) ㊟ 「子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために～少年事件を考える」 ㊟ 当日直接会場へ
詳しくは、市ホームページへ。
(生活安全課 ☎328-2397)



宅配業者を装った「不在通知」の二セSMSにご注意!

偽SMSには偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスすると自分のスマートフォンが不正利用される恐れがあります。
【トラブル事例】
・偽サイトにアクセスしてID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けた。
・偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、自身のスマートフォンからSMSが多数送信されて、身に覚えのない通信料が発生した。
【トラブル防止のポイント】
・SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載のURLに安易にアクセスしないようにしましょう。
・提供元不明のアプリをインストールしたり、不明なサイトでID・パスワード等を入力しないようにしましょう。
・セキュリティソフト等を活用し、迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう。
消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わずご相談ください。
【相談時間】月～金(年末年始・祝日を除く)午前9時～午後5時
(消費者センター ☎353-2500)

11月は製品安全総点検月間です!

毎日使っているのに購入してから一度も清掃していない、長く使っているのに何年も点検していない製品があれば、この機会にご自身で総点検してみましょう。
◆製品のチェック事項例◆
・使用中の製品に、異臭、異音、異常な振動などが発生していないか。
・電気製品のコードを束ねたまま使用していないか。
・モバイルバッテリーなどで落下の衝撃で変形してしまった製品を使用していないか。
・ストーブ、ファンヒーターの周囲に可燃物を放置していないか。
・電源の周辺に埃がたまっていないか。
・延長コードにねじれ、断線、劣化がないか。
※異常を発見したら、すぐに使うのを

やめ、取扱説明書を確認し、メーカーや販売店、施工店などの専門業者などに相談しましょう。
※経済産業省の製品事故情報やリコール情報を確認しておきましょう。
(消費者センター ☎353-2500)

119番通報の正しいかけ方

- ①「火事ですか、救急ですか」
「火事です」「救急です」のどちらかを伝えてください。
- ②「場所はどこですか」
「●区●町●丁目●番●号●●です」(アパート等であれば部屋番号まで) ※屋外等で住所が分からない時は目標になるもの(近くの建物の名前・橋の名前・交差点・バス停など)を伝えてください。
- ③「どのような状況ですか」
「てんぷら油から出火しました」(燃えているもの、逃げ遅れの状況など)
「交通事故でけが人がいます」(意識・呼吸の状態やけがの状況など)
※すでに近くの消防車、救急車が要請場所に向かっていますので具体的に伝えてください。
- ④「口頭指導」
消防隊等が到着するまでの間、必要な初動対応や応急手当を伝えます。
- ⑤「通報者等の連絡先」
詳しい情報を聞くために折り返し連絡をすることがあります。
- 間違えて通報した場合
「間違えました」と伝えてください。電話が切れ内容の確認ができない場合は、消防車や救急車を出場させる場合があります。

近年、「知人が体調が悪いとのことなので救急車を呼んでほしい」等の内容で、災害場所とは異なる場所から通報される「依頼通報」が増えています。住所や詳しい状況、本人等の連絡先がわからないと、救急車を向かわせるまでに時間がかかってしまいます。可能ならば、本人もしくはそばにいる家族等の方が119番通報をしてください。
本人等からの通報が難しく、依頼通報をされる場合は、救急車を向かわせる「住所」および「救急車を必要とされている方の電話番号」を把握して通報いただくようご協力をお願いします。
(消防局情報司令課 ☎364-6557)

「熊本市防災基本条例」 が10月1日から 施行されました



現在や将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現するため、防災に関する基本的な考え方や、市、市民、事業者、地域の防災組織の役割などを規定しています。また、毎年4月16日を「熊本地震の日」と定め、熊本地震の教訓等を伝承していきます。
【主な規定内容】
○自助、共助、公助の役割
○避難行動要支援者への支援
○多様性の尊重
○防災教育
○熊本地震の日
(危機管理防災総室 ☎328-2490)

委・員・募・集

熊本市環境審議会委員

内容 本市の良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するための委員
任期 令和5年4月1日～令和8年3月31日
対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方
定員 1人(小論文・面接による選考) 申込 11月末日まで
詳しくは、市ホームページまたは環境政策課(☎328-2427)へ。

熊本市医療安全推進協議会

内容 「熊本市医療安全相談窓口」の運営方針の検討や相談事案の検証、その他安全な医療が提供される体制の推進に必要な事項等を協議する委員
任期 委嘱の日から2年(委嘱日は令和5年1月を予定)
対象 ①市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方 ②本市の他の審議会等の委員になっていない方 ③医療を受ける者の立場からの発言や提言ができる方 ④年1回開催予定の医療安全推進協議会に出席できる方
定員 2人(面接による選考)
申込 11月末日までにファクス(371-5172)または電子メール(iryouseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号(携帯・自宅)、⑤ファクス番号、⑥電子メールアドレスを明記して〒862-0971中央区大江5丁目1-1医療政策課(☎364-3186)へ

パブリックコメント 結果公表

熊本市域街路樹再生計画(素案)

担当課 道路保全課(☎328-2496)
閲覧期間 9月30日(金)～12月2日(金)
閲覧場所 道路保全課、区役所、市ホームページなど